

2024年6月5日

受益者の皆さまへ

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

三井住友DS日本債券ファンド（愛称：ベガ） 信託約款の変更（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記の投資信託（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

敬具

記

1. 変更内容および変更理由

NISA制度における成長投資枠の対象ファンドとしての要件に適合させるため、信託約款の「運用の基本方針」において、ポートフォリオの平均年限の調整範囲やデリバティブ取引の利用目的等について制限を加える約款変更を行います。

2. 信託約款変更日および変更適用日（予定）

変更日 : 2024年7月18日

変更適用日 : 2024年8月8日

3. 異議申立手続きおよび買取請求等

この信託約款の変更に関してご異議のある受益者の方は、2024年7月9日までに、弊社に対し書面をもってその旨をお申立てください。

上記の期間内に、ご異議のお申立てのあった受益者の方の保有する受益権の口数が2024年6月5日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2024年7月18日付で信託約款を変更し、2024年8月8日付で適用いたします。

この場合、ご異議を申立てられた受益者の方は、弊社から別途ご案内する方法により、

2024年7月18日から2024年8月6日までの間に、ご自身の保有する受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託会社に対して請求することができます。（ご異議を申立てられた場合であっても、買取請求をしなければならないものではありません。）

以上